

**山口市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス
にじいろヘルパーステーション
重要事項説明書**

〈令和7年2月1日現在〉

当事業所は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社Cs improving Lab
主たる事務所の所在地	〒747-0104 山口県防府市大字真尾314番地の3
代表者（職名・氏名）	代表社員 周田 佳介
設立年月日	令和5年8月21日
電話番号	0835-36-5936

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	にじいろヘルパーステーション	
サービスの種類	防府市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス	
事業所の所在地	〒747-0104 山口県防府市大字真尾314番地の3	
電話番号	0835-36-5936	
FAX番号	0835-36-5937	
指定年月日・事業所番号	令和7年2月1日	
通常の事業の実施地域	山口県山口市（徳地地域・小鯖小学校区のみ）	

3. 事業の目的と運営の方針

（１）事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

（２）運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、防府市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、防府市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービスの内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	介護従事者が居宅を訪問し、身体の介助や生活支援を行うサービス（これまでの介護保険の訪問介護と同じサービス）
生活援助に関する内容	身体の介助が必要ない人のための、簡易な生活支援を行うサービス

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで（年中無休）
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで（事務受付は9時から17時） ※電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1	0	従事者及び業務の管理を一元的に行う等
サービス提供責任者	1	0	計画作成等
訪問介護員等	4	5	訪問介護相当サービスの提供を行う

7. 利用料等

キャンセル料

予定されている訪問を自己都合にてキャンセルされる場合には、下記の料金を徴収いたします。

- ・前日までにキャンセルの連絡がある場合 無料
- ・予定した訪問4時間前まで 自己負担20%増の額
- ・予定した訪問1時間前まで 自己負担50%増の額

※入院や体調不良などによる受診により、急遽キャンセルとなった場合にはこのかぎりではありません。

（1）訪問型サービスの利用料

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担
			1割負担の場合
訪問型サービス費Ⅰ※	週1回程度 （要支援1・2）	11,760／月	1,176円／月
訪問型サービス費Ⅱ※	週2回程度 （要支援1・2）	23,490／月	2,349円／月
訪問型サービス費Ⅲ※	週2回を超える程度 （要支援2）	37,270／月	3,727円／月

※契約期間が1月に満たない場合は日割りの単位となります。

（2）加算及び減算

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	利用者負担
		1割負担の場合
初回加算	利用者が過去2月間にサービス提供を受けていない場合。サ提が同行した場合。	200円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員等の賃金改善のための加算。	22.4%

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分が以下の料金に減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）	利用者負担
		1割負担の場合
同一建物減算	同一建物内におけるサービス利用時	所定単位数の 90/100に減算

（３）支払い方法

上記（１）及び（２）の利用料金、その他の費用は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月請求時に発送します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 東山口信用金庫 中関支店 普通預金 0338946 合同会社Cs improving Lab 代表社員 周田佳介

8. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

9. 事故発生時の対応

- ・訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに山口市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0835-36-5936
	受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）
	担当者名 三輪泰士

（２）行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	機関名	電話番号及び受付時間
--------	-----	------------

	山口市高齢福祉課	083-934-2792 8:15～17:00（土日祝を除く）
	山口県国民健康保険団体連合会	083-995-1010 9:00～17:00（土日祝を除く）

1 1. 秘密保持

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、**利用者の居宅サービス計画等の立案のための**サービス担当者会議、居宅介護支援事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

1 2. サービスの利用終了について

利用者の都合によりサービスの終了を希望する場合は、終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

その他のサービス終了（事業所の都合によるもの、自動的に終了するもの等）につきましては、利用契約書でご確認ください。

1 3. サービス利用にあたっての留意事項について

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

＜ハラスメントと判断される具体例＞

1. 暴力又は乱暴な言動
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発する など
2. セクシュアルハラスメント
 - ・職員の体を触る、手を握る
 - ・腕を引っ張り抱きしめる
 - ・女性のヌード写真を見せる など
3. その他
 - ・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
 - ・ストーカー行為 など

1 4. サービスに対しての規定について

1) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
3. 虐待防止のための指針の整備をしています。
4. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）を実施しています。

2) 業務継続計画の策定等

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

3) 衛生管理等

1. 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます
4. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
5. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
6. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

4) 身体拘束等の原則禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行い、記録は完結の日より5年間保管します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

説 明 者	所在地	山口県防府市大字真尾314番地の3	
	事業所名	にじいろヘルパーステーション	
	職・氏名		印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

署名代行者（又は法定代理人）	
住 所	
本人との続柄	
氏 名	印